

令和3（2021）年度 東京学芸大学附属小金井中学校 学校経営計画

校長 坂口謙一

夢と希望を探究し、自信と誇りを育む

### 1 附属学校の役割

- (1) 学部・大学院における研究を附属学校で実際の指導に取り入れ、その結果を学部・大学院の教育研究に反映していく実験・実証校としての役割
- (2) 学部・大学院の教育研究に基づいて、教育実習生を指導する教育実習校としての役割
- (3) 一般公立学校と同様に普通教育を行う公教育の役割
- (4) 地域の学校と連携して教育・研究を推し進める役割

### 2 附属学校教育目標

東京学芸大学附属学校は、在学する幼児・児童・生徒に普通教育を施すとともに、大学と連携して実証的研究や実践的研究に取り組むことにより、

- (1) 協働して課題を解決する力
- (2) 多様性を尊重する力
- (3) 自己を振り返り、自己を表現する力
- (4) 新しい社会を創造する力

の四つの力を持った次世代の子どもを育成する教育を推進する。

### 3 目指す学校

- (1) 学びと成長の学校
- (2) 心の居場所としての学校
- (3) 競い合い認め合う学校
- (4) 未来を志向できる学校

### 4 教育目標

健康な身体と すぐれた知性と 豊かな情操とをもち 平和で 民主的な社会の進展に貢献できる 自主的で 創造性に富む国民を育成する

### 5 育てたい生徒像

- (1) 自ら考え実践する生徒
- (2) こころとからだを鍛える生徒
- (3) 思いやりと奉仕の気持ちを持つ生徒
- (4) 創意を働かせ工夫する生徒
- (5) 考えや気持ちを的確に表現できる生徒
- (6) 他から学び自らを変革できる生徒

## 6 中期経営目標

### (6-1) 特別課題——新型コロナウイルス感染症問題への対応——

令和元年度末からの甚大かつ深刻な新型コロナウイルス感染症問題に対し、いわゆる「ウィズ・コロナ」の文脈において、的確かつ臨機応変に対策を講じること、とくに生徒たちの「学びの保障」を最大限に実現していくことは、昨年度に引き続き、本年度における本校の最も重要な経営目標の一つである。また、少なくともおそらく今後数年間は、「ウィズ・コロナ」あるいは「コロナ後」の時代における新たな学校経営を模索・構築することが求められるであろう。

### (6-2) 学校運営

#### (6-2-1) 本校の特色づくり

第3期中期目標期間（平成28（2016）～令和3（2021）年度の6年間）においては、本学の附属学校園は、①「小金井地区、世田谷地区、大泉地区、竹早地区、東久留米地区の各地区における教育と研究の特色をより明確にして、次世代育成に関する教育研究を地区ごとの特色に合わせて先導的に行う体制を作り、地域の拠点校としての役割を果たす」こと（目標）、②「小金井地区は、大学と同一キャンパスに位置することを活用して、大学と一体となつての研究及び教育のフィールドとして積極的に活用する場とする」（計画）とされてきた。すなわち、この第3期中期目標・計画では、本校は、日本の教員養成の基幹である大学本体（主要には学部と教職大学院）と密接に連携した、基盤的かつ高度な教員養成機関としての機能・役割を果たすことが期待されており、そのことを通じた特色づくりが目指されている。

ただし、本校は、義務教育の最終段階であるとともに、中等教育の前期段階でもある中学校であるから、中学生を健やかに育てるという、本来、教員養成とは区別される中学校本来の使命がある。

この分断しがちな2つの機能・役割（教員養成を担う／中学校である）を、特色づくりという戦略的視点から、統一的に捉える必要がある。このことを踏まえながら、令和4（2022）年度から開始される第4期中期目標期間（令和9（2027）年度までの6年間）における本校の機能・役割・使命に関する具体的展望を切り拓く。

#### (6-2-2) 危機管理の徹底と安心・安全な学校づくり

新型コロナウイルス感染症のみならず、近年における大規模な自然災害や悪質な犯罪、重大な情報インシデント・アクシデントの多発、ならびに世界的な新型感染症の頻発など、学校は日々、予測困難な様々な危機に直面することが少なくない。本校は、本学の附属学校運営部や他の附属学校園等と緊密な連携を取りながら、生徒のいのちと健康を守ることが最優先とし、併せて本校の基本資産を保護するための危機管理を強化・徹底することを通じて、安心・安全な学校づくりを推進する。

#### (6-2-3) 生徒と教職員の人権保障

近年の世界的な社会情勢の不安定化を背景の一つとして、子どもと大人の世界の双方において、人権を蹂躪する悪質なハラスメントが横行している。本校は、生徒と教職員のすべての構成員に対し、日本国憲法及び国連の「世界人権宣言」「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等により保障されたあらゆる人権を最大限に尊重し、「人間としての尊厳」が堅持されるよう努める。

### (6-3) 教育活動

#### (6-3-1) 教育課程の充実

新しい中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）など、中学校に関する平成 29（2017）年改定の国の教育課程基準が、令和 3（2021）年度から全面実施され、「生きる力」の育成がより一層推進されることとなった。本校においても、新しい検定教科書や新基準に適した教材の開発・利用等を通して、学校教育法第 30 条第 2 項に準拠した「資質・能力」の育成を目指すとともに、なかでも、「生きる力」の育成の主眼である「探究」活動の充実・強化を図る。

#### （6-3-2）ICT 活用の推進

コンピュータや情報通信ネットワークの急速な発展及び政府の「科学技術イノベーション」政策の推進等により、「Society 5.0」と言われるような高度情報化社会の実現が目指されている。そして、その一環としてプログラミング教育の導入・強化や「GIGA スクール構想」の実施など、学校教育に関する多面的な ICT 活用がより一層推進されるようになってきた。本校においても、こうした近年の巨大な情報システム化の動きに迅速かつ的確に対応するとともに、家庭との連携を強化しながら、ICT 活用に関する先導的な教育課程編成・教育実践を実現する。

#### （6-3-3）教育条件整備の推進

本校が理想とする教育実践の実現のためには、その基盤となる教育条件の整備・充実に疎かにすることはできない。教育条件とは、①施設・設備や教具等の物的条件、②教職員の配置や組織編成、学級規模等の人的条件、③教育費等の財政措置という、密接に関連する三つの側面から構成される。本校は、自身の力量向上と体制強化を推進するとともに、保護者や支援団体の協力を得ながら、こうした教育条件整備、なかでも教職員に関する人的条件について、その整備・改善を計画的に実施し、そのことを通して、生徒の健やかな発達を促すよりよい教育実践を持続的に創造する。

#### （6-4）研究活動

全教員が、本校の研究の基本方針にある「教育の理論と実際に関する研究ならびに実証」を推進する。そしてその成果を、教育研究協議会、研究紀要等を活用して積極的に発信する。また、教科教育や生徒指導等に関連する学会・研究会等に積極的に参加して、自らの教育研究の成果を発表したり、外部研究資金に応募したりすることに努める。

#### （6-5）学生の教育・支援活動

本校は国立教育養成系大学の附属中学校であるから、本学の学部・大学院（修士レベル及び博士課程）における中学校教育に関する研究を実際の指導に取り入れるなどして、その結果を教育・研究に反映することを引き続き進める。また、学部と教職大学院の教育実習、修士課程の臨床心理実習等を積極的に受け入れ、未来の教師・教育支援職としての学部生・大学院生の意欲や資質等を高める指導を行う。そして、本校の教職員は、こうした学生の教育・支援活動を通して、教職員としての自らの専門性を向上させる。

#### （6-6）社会貢献活動

平成 29（2017）年改定の新しい中学校教育課程基準は、各学校がその特色を生かしながら創意工夫を重ね、子どもや地域の現状と課題を捉え、教育活動のさらなる充実を図っていくことができるよう、地域・家庭等と協力しながら教育改善を図っていくことが重要であるとの考え方に立脚している。本校は、こうした校外・社会連携強化の重要性を強く理解し、大学本体のみならず、保護者や支援団体、地域の教育行政機関等との緊密な連携体制を維持・向上させ、教育活動の充実・強化を推進する。そしてその成果を、生徒の発達

の促進とともに、地域や家庭の発展に寄与するよう活用する。

## 7 年度経営目標

### (7-1) 特別課題——新型コロナウイルス感染症問題への対応——

- 1) 【重点目標①★】新型コロナウイルス感染症対策に関する国や東京都、本学附属学校運営部の指針等に準拠しながら、感染経路の遮断や「三つの密」の回避など、生徒及び教職員等の感染予防に必要な基本的措置を講じる。そして、こうした感染症対策を的確に施した上で、生徒の「学びの保障」を最大限実現する。
- 2) 新型コロナウイルス感染症及びその対策により中止・変更となった教育活動については、その本質をできるだけ損なわないように工夫した代替的・補足的取り組みを行うよう努める。

### (7-2) 学校運営

#### (7-2-1) 本校の特色づくりと学校運営の指針

- 1) 【重点目標②★】大学本体と同一の敷地内にあるという特性を生かして、大学の人的資源及び物的資源、豊かな自然環境を活用した取り組みを推進する。このとき、本校と同じ小金井キャンパス内にある附属幼稚園(小金井園舎)、附属小金井小学校との連携活動(計画立案を含む)についても適宜実施する。また、修学旅行等の本校の伝統的で特徴的な教育活動及び小金井市との連携事業を、本校の将来的な特色づくりに活用するための論点と課題を明らかにする。
- 2) 【重点目標③★】国の「GIGA スクール構想」を利用しつつ、生徒の学習、教職員の校務において、ICTを積極的に活用した取り組みを推進する。
- 3) 本校の諸活動に関する保護者と生徒に対するアンケートや学校評議員会等の学校評価を実施し、その結果を教育活動や学校経営に意欲的に反映させる。
- 4) 入学者選抜を厳正に実施する。このための担当体制の整備、出題ミスの防止により一層努める。また、入学者選抜業務におけるICT活用を推進する。

#### (7-2-2) 危機管理の徹底と安心・安全な学校づくり

- 1) 本校の生徒、教職員、施設・設備、Web等にインシデントやアクシデントが発生した場合の緊急連絡網を適切に管理・共有する。
- 2) 「GIGA スクール構想」の実現に伴い、情報セキュリティマネジメントを強化・徹底し、情報セキュリティポリシーの策定・運用・改善など、情報セキュリティの確保に組織的・体系的に取り組む。
- 3) ICT活用システムの構築については、本学情報基盤課及びICTセンターと連携して実施し、本校の情報通信が、本学及び外部のネットワーク全体の中で障害を起こさずに十全に機能するよう、必要な措置を講じる。
- 4) 大規模な自然災害や感染症拡大等により、通学・出勤が長期に不可能となった緊急事態への対応として、情報セキュリティに留意しながら、ICTを活用したオンラインの対策など、有効な手立てを講じる。
- 5) 保健体育、技術・家庭、スポーツフェスティバル、修学旅行、部活動など、特に実習や体験的活動を伴う教育活動や休み時間等における学校事故の発生状況を記録・分析する等により、学校事故の発生を皆無にするために必要な措置を講じる。
- 6) 校舎の老朽化に注意しながら、施設・設備の安全点検を日常的に実施する。また、このとき、校舎内の配電管理・点検を徹底し、漏電等による火災事故を防止する。
- 7) 通学時の安全指導や本校周辺の通学路における登下校巡回指導について、地域住民の

意見等を参考にしながら、適宜実施する。

- 8) 近い将来の発生が予想される首都直下地震などの大規模自然災害や火災の発生、不審者の侵入等を想定した防災・避難訓練を定期的実施する。
- 9) 健康診断を定期的に行うなど、生徒及び教職員の健康管理を計画的・組織的に実施する。

### (7-2-3) 生徒と教職員の人権保障

- 1) 本校「いじめ防止基本方針」等に則り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を実現する。
- 2) 教職員全員が、生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない意識を徹底する。これとともに、もとより教職員は、生徒一人一人をよりよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であるとの認識を共有する。
- 3) 教職員全員が、生徒及び教職員（教育実習生を含む）、保護者等の学校関係者が被害者となり得る様々なハラスメントに関する正しい理解を持ち、スクールハラスメントを防止・根絶する。
- 4) 「障害者差別解消法」等に準拠しながら、本校においても、障害のある人に対して、障害を理由としたあらゆる差別を禁止し、可能な限り「合理的配慮」を提供することなどを通して、「共生社会」の実現を目指す。
- 5) **【重点目標④★】** 生徒や保護者等の教育相談については、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの両者を交えた体制を構築し、組織的な遂行を通して、改善・強化を図る。

### (7-3) 教育活動

#### (7-3-1) 教育課程の充実

- 1) 教職員各人が、平成 29（2017）年改定の新しい中学校教育課程基準について、中学校学習指導要領及び解説等によりその内容を熟知する。また、これとともに、本校全体として、かつ各学年及び教科等毎に、指導内容・方法等の検討、必要な教材等の準備、授業時数の確保等を組織的・計画的に進め、教育課程の適正執行に努める。
- 2) どの生徒にも得意な面と苦手な面とがあり、得意は伸長し、苦手は支えるという原則を、すべての教職員が共通理解する。
- 3) 各教科等における ICT 活用をより一層推進する。
- 4) 本学学部及び大学院（修士課程レベルと博士課程）における中学校教育に関する研究を実際の指導に取り入れるなど、当該研究成果を積極的に活用する。
- 5) **【重点目標⑤】** 「教師の基本は授業力」であることを全教員が改めて認識し、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じた上で、ライブ配信等の実施を視野に、ICT を活用した公開授業や各種研究会の開催を検討する。
- 6) 修学旅行やスポーツフェスティバル、学芸発表会、合唱祭など、本校の主要な学校行事の成果と課題を整理し、それらの改善・向上を図る。
- 7) 生徒一人一人の将来を見据えた進路指導とキャリア教育を実施する。
- 8) 健康診断やスポーツテスト、家庭との連携、スクールカウンセラーによる面談等を通して、生徒の心身の健康を維持・向上させる取り組みを推進する。
- 9) 障害のある生徒が在籍する場合には、校内での共通理解を図り、個別の教育支援計画等を作成・活用する。

#### (7-3-2) ICT 活用の推進

- 1) ICT を活用した生徒の学習については、当面、マイクロソフト社のサービスを利用

した取り組みを中心に推進する。

- 2) 教員による ICT を活用した学習指導やその他の校務等については、当面、マイクロソフト社とズーム・ビデオ・コミュニケーションズ社のサービスを利用した取り組みを中心に推進する。このうち校務における外部への情報発信については、広報委員会が主要な実務を担う。

#### (7-3-3) 教育条件整備の推進

- 1) 教員の業務の適正化と効率化を図るため、校長、副校長、主幹教諭、各校務分掌の長、各学年主任により構成される運営委員会を学校運営の中核機関として位置づけ、この運営委員会の合意に即して本校の意思を取り決め、教員の校務を組織的に推進する。
- 2) **【重点目標⑥★】** 学校予算執行の適正化・健全化を推進する。
- 3) 附属学校運営部の指示に基づき、可能な限り人事交流を推進する。
- 4) 部活動・放課後活動のあり方について、令和 2 (2020) 年の文部科学省通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」等を参考にしながら改善を図り、令和 5 (2023) 年度以降における学校部活動及び休日の地域部活動への移行の準備に着手する。
- 5) ICT 活用のより一層の推進により、情報機器に対する日常的なメンテナンスの必要性と作業量が大幅に増大することが予想されるため、情報機器の取り扱いに優れた本学学生から日常的に支援を得ることができる体制づくりなど、教員の負担増を抑える新たな措置の導入を検討する。

#### (7-4) 研究活動

- 1) すべての教員が、本校「研究活動」の「基本方針」に準拠して、主体的に教育研究活動を推進し、自己の教育研究力のさらなる向上を図る。このとき、大学教員との共同研究の推進や、日本学術会議協力学術研究団体に認定された学会等の教育研究団体の活動に参加するよう努める。
- 2) **【重点目標⑦】** 教員個々の「研究活動」の推進と同時に、本校全体としての共同研究に積極的に取り組む。
- 3) 研究成果は、教育界、学界ならびに社会に適宜公表する。
- 4) 科学研究費補助金等の競争的外部資金の獲得を目指す。

#### (7-5) 学生の教育・支援活動

- 1) 本学の学部学生及び大学院生に対する教育・研究指導を行う。
- 2) **【重点目標⑧】** 本学学部の「教育実地研究」、教職大学院の「教職専門実習」、修士課程の「臨床心理実習」等の学生を積極的に受け入れ、国立教育養成系大学の附属学校としての基本的使命を果たす。また、これらの教育実習を通して、教員に求められる資質・能力を向上させる。

#### (7-6) 社会貢献活動

- 1) **【重点目標⑨】** PTA (保護者と教師の会)、教育後援会 (若竹会)、本校同窓会との連携をより一層強化する。
- 2) 本校 Web サイト等を活用して、本校の教育研究活動の成果や教職員・生徒の活躍状況等を広く社会に公表する。
- 3) 小金井市教育委員会主催の校長会、副校長会、生活指導主任研修会、教科会等、並

びに全国国立大学附属学校連盟・全国国立大学附属学校 PTA 連合会主催の校園長会研究会、副校園長会研究会等に参加し、情報交換・意見交流を進める。

- 4) 本校教職員と生徒が、校務や学校生活に支障のない範囲で、本学「教育インキュベーションセンター」(エキスプレイグラウンド)の諸活動に主体的に参加することを通して、産官学民の協働的な取り組みの推進に貢献する。
- 5) プロサッカーチーム FC 東京との連携を推進し、人工芝グラウンド(校庭)の活用を円滑に進める。
- 6) 本校教職員が、教育行政機関等の公的専門委員、検定教科書著者、教育書籍編著者、教材開発要員、外部講師等として任用され、本校の教育研究活動の諸成果を、広く社会に還元していく取り組みを勧奨する。

## 8 年度数値目標

- 教職員による生徒への体罰防止……体罰数 0 回
- 各「学年通信」の発行……8月を除く毎月 1 回以上
- 避難訓練の実施……年 4 回以上
- 生徒に対する「人間関係アンケート」の実施……年 2 回以上
- 障害等のある生徒に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成及び活用……必要な生徒が在籍した場合 100%
- 『研究紀要』及びその他の教育研究誌に掲載する論文・記事数……20 本以上
- 各学年保護者会の開催……年 5 回以上
- 保護者に対する学校評価アンケートの実施……年 2 回
- 生徒に対する学校評価アンケートの実施……年 2 回
- 学校評議員会の開催……年 2 回